

市庁舎問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和2年5月20日（水）午前10時 議場

出席委員（8名）

（委員長）戸田隆次 （副委員長）三嶋秀文
今城雅子 岩崎康朗 遠藤通 中田利幸
西川章三 又野史朗

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

なし

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 先灘調整官 安東主任

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 尾沢議員 門脇議員 田村議員 渡辺議員
報道関係者3人 一般0人

協議事件

- ・委員会における検討項目（案）の進め方について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

**○戸田委員長** それでは、ただいまより市庁舎問題等調査特別委員会を開会いたします。報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、お手元の日程のとおり協議事件1件について、進めてまいりたいと思います。検討項目案でございますが、各委員からいただいた御意見を取りまとめ、5項目に大項目を分類し、お手元に配付いたしております。この案についてどのように進めていくのか、各委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

ありませんか。中田委員

**○中田委員** 提案があったらということですが、せっかく5項目でまとめていただいたので、一番の骨格部分というのは、大きいくくりの1番の本庁舎の整備というところのくくりの部分だと思うんですね。以前の委員会ですらいろいろな話の中でイメージされていたのは、決算審査のような形の進め方でイメージしたらいいんですねという話をしたことがあると思います。それからいくと基本的に各項目の質問を出された方が中心となって、順を追って大きいくくり1項目のところから入っていくような形で、とりあえずスタートを切ってみればいいのではないかと。ただし、決算だと限られた制限のある期間でやりますから、会期中の時間的な部分もないということで、質問を通告した人だけがしゃべりたいことになってしまいますけれども、切り出しはこの質問された方が出した上で、ほかの方々が関連して質問していいようなある程度の進め方のルール決めと言いますか、あれを決めておいて、この大きい1項目のところからとりあえずスタートを切ってみればいいのではないかと、それでまた進め方のところで、改善点、問題点とか、いろいろ課題が生じた場

合には、臨機応変にまた皆さんと協議して進め方を変えていけばいいんじゃないかと思うんですけど。いかがでしょうか。

○**戸田委員長** という中田委員さんから御意見がございましたがいかがでしょうか。

岩崎委員

○**岩崎委員** 中田委員の提案、よろしいかと思えます。

○**戸田委員長** ではみなさんそのような進め方で今後させていただいてよろしいでしょうか。中田委員

○**中田委員** それで、実際進めるに当たって、例えば、以前の行革の委員会の進め方なんかイメージできる、もしかしたら少ないかもしれませんが。遠藤議員なんかね、できると思うんですけども、当局を呼んで確認をしながらやらなければいけない質問と、一応説明を受けた後に、ある程度まとめていく際には、当局を呼ばなくても委員間同士の協議でできる持ち方とかあると思うんですよね。そこら辺は委員長、副委員長の判断もあると思いますけども、こういう時期ですから、臨機応変に当局の呼び方、説明員の呼び方についても、効率的にやっていただければいいんじゃないかと思っております。

○**戸田委員長** はい承知しました。ほかに御意見はございませんか。

遠藤委員

○**遠藤委員** 進め方はいろいろ意見が出ておった流れでいいと思うけども、問題はこの庁舎特別委員会というものの役割は何だろうかという感じを抱くんですよ。その意味は何かというと、庁舎特別委員会は、庁舎再編ビジョンに関わる内容を中心に議会として審議をするという、こういう位置づけですよね。ところめが、この間も総務政策委員会に報告があったけども、債務負担行為を6月に起こして、いわゆる糶町事務所と仮称を言っている、それも進めていくんですよと、こういう流れが起っていますよね。僕らはこの問題について、特別委員会は全く関与しないのかということになっちゃうんですよ。今の流れを見ていると、我々は議会で特別委員会を設けて再編ビジョンを集中的に審議しようと、議会として掘り下げていこうという流れをつくっておる状況の中で、その再編ビジョンの中の糶町事務所の問題については、これは当局は独り歩きさせてもらいますよと、こんな流れにも今の流れ見ちょうと見えるんですよね。これ議会と行政の在り方からして見て、これでいいんだろうかと、僕は非常に疑念を抱いているんですよ。少なくとも議会で特別委員会を設けて、行政がやろうとすることに対しての審査を委ねられている現状の中では、行政はどういうふうを受け止めていくべきなのか、こういう基本的なスタンスが全く崩れているんじゃないかという気がするんです。この辺のところ、委員長としてはどういうふうに判断されますか。

○**戸田委員長** 今城委員。

○**今城委員** その件なんですけれども、毎回そういうお話は必ず出てくるというふうに思っているんですけれども、そもそもこの委員会を、特別委員会を設置するという話を代表者会等で話をさせていただいたとき、また委員会でも確認をしたと私は思っているんですけれども、予算執行や議決案件に関する問題というのは、我々の分野ではなく担当である総務政策委員会で行うことということを確認した上で我々はあのビジョンに関して市民の目線からどうなのかということを検討しましょうというふうに確認し合ってそうしましょうということで設置したと思っておりますので、総務政策に出でくる予算執行に関する問題と

かということは、あちらのほうでしっかりと討議をしていただいたり、また、問題点があるならしっかりと確認しながら検討すべきことではないかなと思いますので、こちらではしないということを確認したということをもう一度皆さんと確認したいと思います。

**○戸田委員長** 遠藤委員

**○遠藤委員** 今城委員の言われていることは、僕の言っていることと感度が違うと思うんです。総務政策委員会で議論をするというのは、予算に関わる問題、つまりそれは今特別委員会に関わっておる議論が議会側として一定の方向性が出て、そして議会としても一定の了解を得たという形の中で予算をつけて当局を呼ぶ形ならわかるんですよ。この糶町事務所の問題というのは、議会の議決行為とどういう関係があるかというのが不明なままでしょ。そこんところをどういうふうに再編ビジョンの中で全体的に議会として協議するのかと、審議するのかと、いうことを議論しようとしているわけです。

僕が言っているのは、この特別委員会でまだ議論を重ねていかなきゃいけない状況で、議会からのオーケーサインも出ていない状況で予算が独り歩きする、それは総務委員会で勝手にやればいいことです、こういう論理ではないと思います、議会と行政制度の在り方は。そこんこの基本が崩れていると思ってるんですよ僕は。あり得ないと思いますよこれは。国の検察庁法案と一緒なような流れでしょうけどね。そんなことを許しちゃっていいのかなと僕は気がするんですよ。予算がついたことは、総務政策委員会でやる、それは同時に議会からオーケーサインが出ている話であったり、あるいは市長が持っている事務の範囲において議会の議決行為なしに裁量権でやれる範囲のものはそれでいいと思いますよ総務委員会でやれば。だけどこの庁舎再編ビジョンの問題、特に糶町事務所の問題というのは、議会の議決行為と関わりがあると思うんですよ。それをないともみるのか、あるともみるのかということは、大きく判断が違ってくると思いますよこれ。僕は調べてみとって皆さんも調べていると思うけども、地方自治法をずっと読んでみとると、こういう事務の在り方をやるには、僕はどういうふうに当局が考えているか知らないけども、252条の2の議論をいろいろやってきたけども、それが該当するかしらないか、これはできる規定であるとかと逃げているけども、僕はそんな甘いもんじゃないとみているんですよ。もう1つあるのは、244の3、これにも書いてあるんですよ、普通公共団体は、他の普通公共団体との協議により当該地の普通公共団体の公の施設を自己の住民の利益に供することができる、この場合には、議会議決が必要だと書いてあるんです。252の2において、連携協定というもので、事業の事務事業をやっていくということが、しないということだったとしても、逆にいうと244の3のこの規定を使わざるを得ないと思うんですよ僕は。普通公共団体は二つにまたがってやる場合の公的施設をつくる場合には、議会の議決が必要だと書いてある。こういうところの議論、議会が何も議論しないで、ただ予算が総務委員会にかけられて報告してあればそれはそれでいいんだと、こんな論理だったら議会というものはいらんと思うんですわ。また法律もいらんと思うんですよ。だからそういうところ、われわれは掘り下げる責任があると思うんですよ。それを全くスルーして後は形式的に議論しちよらいがなと、こんな話でいいんですかね、僕はそれが非常に引っかかるんです。だからこれについての説明を求める必要もあると思いますよ僕は、と委員会として。だから委員長にどういうふうに采配されるかを伺っておるんです。だから委員長の見解を伺っておるんです、どういうふうに采配されるか。

**○戸田委員長** その前に皆さん方ほかに御意見がございませんか。

**○遠藤委員** 今城さんの意見というのと、僕の言っている意見は全く別の次元だし、今まで総務委員会のほうに予算の関係があれば総務委員会で、それを言ったら僕なんかも賛同していますよ。それは議会からオーケーサインが出てからの話であって、あるいは、市長の事務裁量権の範囲内のものであって、今ここで特別委員会にかかっておるもの自身が、どういうふうになっていくかという方向の中で、債務負担行為だけが予算の関係とか、総務委員会で勝手に動いておればいいという話ではないように気がする。それ自身の独り歩きが今の状況で認められないじゃないかと私は見ているんです。それを認めてしまうと、この庁舎再編ビジョンの問題の糶町事務所の問題を論議する必要もなくなってくるんですよ。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** この糶町事務所、新しい共同設置の庁舎再編ビジョンにも大きな影響が当然出てくることだと思いますので、これまでのこの委員会でも全員協議会でもなんですけれども、まだ糶町事務所のほう、いろいろ議員の中からも出ている状態で、このまま進めていいのかというのが、非常に疑問には思っています。庁舎再編ビジョンの中の大きな部分だと思いますんで、まずそこのところもこの委員会の中ではっきりしていないまま進められるのは、私も疑問に思いますので、そこの辺の整理をきちんとするべきなのではないかと、遠藤委員と同じような意見で、どういうふうに進められるのか聞いてみたいと思います。

**○戸田委員長** 西川委員。

**○西川委員** 私も総務委員にも関わっているわけなんですけども、ほんとに当局はこの糶町の件について、含めて議会を何となく無視してさっささっさ進めておるような感が拭えないわけですよ。やはりもうちょっときちんと糶町の問題をしっかりと論議をして、先ほど遠藤さんが言われたとおりに、やっぱりそれがないとこれからの議会というのはいったいどうなるんですかという思いを持っているということです。以上です。

**○戸田委員長** 中田委員

**○中田委員** この当委員会の構成メンバーの多くは、会長・幹事長会議の出席メンバーだと思うんですけども、そういう糶町の動きの債務負担行為の流れが予測できるという状況の中で設置するかしないかの話し合いをした上で、した上で整理、糶町の扱い、あるいはでも当局、今城委員が言われたような扱いを整理した上で設置をすることにしましょうという経過があった。それはここに参加する多くの方が同席しとった時の話です。その上でももちろん庁舎再編に関わる糶町庁舎の是非論というのは、当然出てくると思います。ただ遠藤委員がこれまで法解釈やいろんな見解について、議論も当局としてきていますけれども、遠藤委員の考え方としては今まで伺ってきておりますが、当局とは決定的に見解が違ってきますよね。ほかの議員が遠藤議員と全く同じ見解かというところとそうでない議員も多くいるように私は感じています。そういった中で、糶町のことがもう昨日の総務政策委員会で6月議会に提案上程の見通しがもう出ているわけですから、そうするとそこの是非論で、反対であればそちらのほうで十分に議論していただいて反対していただければ私はいいと思うんですよ。そこは保障されているわけですから、ですから、最初のこの設置されるときの話し合いのところの基本で委員長の運営をお願いしたいと、これは私の意見です。

**○戸田委員長** 岩崎委員

**○岩崎委員** 私のほうは、遠藤委員の言われる糶町の分庁舎についての例えばこれまでも遠藤委員からいろいろ質問なり出てまいりました。いろんな場面場面で全員協議会であるとか、総務は総務でいろいろ議論をしているわけですけども、これまでの全員協議会なんかの議論も含めて、私どもは糶町庁舎についての考え方は既に述べておまして、いろんな委員の意見もあったわけでございますが、特に地方自治法の取扱いのこととか、協約の協定でありますとか、それなりにきちんと考え方を述べてきておりますので、この糶町分庁舎についてということに関しては、これまでどおりの意見を変えることもないですし、必要だというふうに述べておるわけでございます。したがって、一昨日の総務の件に関してもこの6月に向かって予算上程されると、議案上程をされるということに関しても、すんなりと受け止めておるところでございます。一方この特別委員会に関して、大項目で本庁舎の整備から始まって、1番から大きな5項目のくくりがある、これについては議論をしていきたいと思いますということで、それはそれでいいと思っております。ですから多少違和感を感じておられるようですけども、私はこのままでいいと思っております。以上です。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。委員長ということでございますので、私は、今の中田委員さん、今城委員さんがおっしゃったように代表者会でこの設置目的について、今の多角的に議論したと私は理解しております。そうした中で、常任委員会の総務政策委員会でこの問題も出てくるだろうと、しかしながら、予算等々については、やはりその常任委員会に付してきちっと対応していくんだらうというふうに私は理解しております。そうした中で、代表者会でもちょっとその辺の弊害事務が出てくるのかなと危惧した面もありました。しかしながら、やはり先ほど来から出ておりますように、この庁舎問題は、長期にわたった大きな問題ですので、やはり特別委員会を設置して市民目線の中で多角的に検討すべきであろうという意見がありましたので、そういう代表者会で取りまとめがあった中で、私は今の現在の委員会の構成なり、発し方、並びに委員会の中での協議の中身というふうに私は理解しておるところでございます。ただ、今の遠藤委員さんがおっしゃったように予算に関するものについて、私なりに総務政策委員会に出される資料並びに考え方を私は伺っております。そうした中で、やはり今回、総務政策委員会が出された5月18日の資料については、やはりまだ骨格が固まっておらないだろうなというような観点から私は今日は説明を求めておりません。しかしながら、6月の開会中の常任委員会の中でどれだけ額が固まってくるか知りませんが、その情報の提供はいただいて、また正副委員長の中で6月の開会中の委員会を開催するかどうかは見極めていきたいというような私は流れを今持っております。ただ、皆さん方にお諮りしておりますのは、これからのやはり委員会を進めていく中で、どういうふうなスタンスでいくのか、先ほど中田委員さんがおっしゃったように、決算委員会のやり方とか、当局の求め方というものいろいろとありますので、そういうふうなものを考えていきながら、今の正副委員長と相談して、きちっとした対応をこの委員会ですていくべきであろうというふうに私は今思っております。

**○戸田委員長** 遠藤委員

**○遠藤委員** 僕が提起しているのは、議会の役割は何かということなんです。だから代表者会議でそういうような糶町事務所を先行して動いてもいいんだと、その上で特別委員会を設けるんだという方向は私は聞いておりません。そういうことがあります1つは、本

来なら議会の役割というのは何なのか、この糺町事務所というものは、地方自治法に基づいてどういう事務なのかと、こういうことを何べんも全協や一般質問でやってきました。だけど明確な答弁はされていません。首尾一貫したものの説明はありません。ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うという流れをつくっていらっしゃいます。そういうことで本当にいいだろうかというのが僕にはあります。各委員の皆さんはどうでもいいかもしれませんが僕にはあります。しかも地方自治法を正確に読むとこの糺町事務所は議会の議決をなしに事業は進められないと書いてあります。こういうことに対する説明は一つもありません。僕はそういうことを考えたときに議会の役割は何ですかと、何でも市長がやっていく方向にオーケーサインすればいいんですかと。間違っておればそれにチェックをして待たせるんじゃないですかと、これが議会の率直な姿だと思いますよ。僕はそのことを聞いているんです。だからそれがあっても糺町事務所の問題は代表者会議で特別委員会を設置するときに進めていいよと言っているから、そういうことを抜きにしてどんどん進めてどこもチェックはしないんだと、こんなことでいいんだろかなというのが僕にはあります。だから委員会としてそういうところをどういうふうに進めながらこの項目に出てくる審査をしていくのか、こういうことじゃないかと私は思うんですよ。だから多数決によって糺町事務所を議会が進めてもいいという方法を取ればそれはそれでひとつしたんですから否定はしませんよ、ただ大事なことは法に定めていること自身を議会がスルーするようなことをしていいんですかというのが僕はある。あるいは、それが法律に定めてあることがきちんと議場で説明してあって、その上で白か黒かという議論をするなら話をまた別です。土台のところはきちんとマッチングできていないんですよ、議会と当局が、そのことを皆さん方は気づいていらっしゃるかどうかなんてです。一番大事なことです。だけん事業をするということの基本が手続き上きちんと取られているかどうかを私は問題にしているんですよ、造る造らないの是非論を言っているんじゃないですよ、そこんところどういふふうに進めようかと聞いてたわけですよ。

**○戸田委員長** 私は今、先ほど来から話しましたように、やはり同じ米子市議会の中の常任委員会があってそこで十分に議論されておるわけですよ。ただ、すみ分けをするというではないですけど、一つこの特別委員会の使命というのは、大局的に大きな今の課題であるので、その辺の視点からいろいろと議論していこうと、しかしながら、私の理解の中では、直面しておる、いわゆる債務負担、予算権、そういうふうについては、常任委員会があるんで、常任委員会で十分に議論していただいてその物事を斟酌していくというのが私の考え方なんですけど。私はその二重構造みたいな形になるかもしれませんが、やはりスタートした時点でそういうものが私整理されておったんじゃないかなと私はそういうふうに進めようかと聞いてたわけですよ。

ほかにございませぬか。

(「なし。」と声あり)

それではないようですので、この今の進め方について、御意見をいただきましたので、この内容を基本として、今後事務を進めていきたいというふうに進めようかと、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、次回以降いただいた御意見を踏まえまして順次協議を進めてまいりたいとい

うふうに思います。

次回の日程については、正副委員長で協議させていただいてまた改めて御相談させていただきます。本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

**午前 10 時 24 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

市庁舎問題等調査特別委員長 戸 田 隆 次